

NISA(ニーサ)非課税口座開設キャンペーン



お取扱期間：平成25年9月2日(月)～平成26年3月31日(月)

宮城第一信用金庫にて「NISA(ニーサ)」の口座開設をお申込みされたお客様へ、2つのプレゼント!!



プレゼントその1!



「NISA(ニーサ)」の口座開設のお申込みをされたお客様に!

「0.1%の運用サポート定期預金」!!

- ご利用いただける方：個人のお客様 ●契約期間：1年 通帳式 定型方式
- 預入金額：お一人様 10万円以上 100万円以下（単位は1万円単位とします）。
- 総合口座、自動継続、預金担保の取扱はできません。
- 満期前に解約する場合は、解約日における普通預金の利率により計算します。
- 満期日以降の利息は、解約日における普通預金の利率により計算します。
- 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度により預金者1人あたり元本 1,000万円とその利息が保護されます。当金庫に決済用預金（当座預金・無利息型普通預金等）以外の預金が複数ある場合は、その元本を合算して 1,000万円までと利息が保護されます。



プレゼントその2!



「NISA(ニーサ)」の口座開設を完了したお客さまに!

キャッシュ500円プレゼント!!

- 税務署へ提出した書類で口座開設が完了したお客さまにキャッシュで500円を差し上げます。
- 「NISA(ニーサ)」用開設口座の普通預金にご入金いたします。

※詳しくは、営業店窓口または渉外担当者にお問い合わせ下さい。

 宮城第一信用金庫

<http://www.miyashinbank.co.jp/>

宮城第一信用金庫

検索 

NISA（少額投資非課税制度）についてのご注意事項

- 複数の金融機関等にNISA口座を開設することができません。

NISA口座は、同一の勘定設定期間において一人一口座、一金融機関でしか開設できないため、同時に複数の金融機関等で開設することはできません（4年間は金融機関の変更はできません）。また、他の金融機関等にNISA口座内の投資信託等に移管することもできません。

- 当金庫のNISA口座では、当金庫で取り扱う株式投資信託が対象となります。

- NISA口座での損失は税務上ないものとみなされます。

NISA口座はそもそも非課税をいうことになっておりますので、収益が発生して課税されたり、損失が発生して課税控除したりということがありません。また、特定口座や一般口座で保有する投資信託等の配当所得及び譲渡所得等と損益通算ができません。なお、損失の繰越控除もできません。

- NISA口座から特定口座または一般口座へ投資信託等に移した場合（再度異なる年分の非課税管理勘定に移管されるときを含みます。）の取得価額は、払出日における時価となります。

- NISA口座の投資信託等を一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。

非課税投資枠（年間100万円）は、NISA口座の投資信託等を一度売却すると、その枠の再利用はできません。したがって、NISA口座でのお取引は、短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行うことや、高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISAを十分に利用できないこともあります。

- 非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。

- 分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税ですので、NISAでは制度上のメリットを享受できるものではありません。

- NISA口座のお申込みの際、平成25年1月1日時点の住所を証明できる「住民票の写し」が必要になります。ただし、平成25年4月1日以降6カ月以内に発行されたもので、お申込された方のものとなります（世帯全員のものではありません）。